

# 電子申告に関する要望事項 (eLTAX 編)

令和 8 年 6 月 24 日

日本税理士会連合会 デジタル・システム委員会

## はじめに

平成 17 年に eLTAX の運用が開始され、これまで様々な利便性向上施策が展開されてきた。今後も e-Tax 及び eLTAX の使い勝手の向上、電子納税を含むキャッシュレス納付の利用改善、国税と地方税の情報連携の徹底等を図ることにより、納税者が電子申告に取り組みやすい環境を整備していく必要があり、税理士が率先して制度を利用した上で、その問題点と解決策を国税当局・関係府省庁と協議し、システムの利用改善に資することが電子申告の利用につながるものと考える。

また、令和 3 年 9 月施行のデジタル社会形成基本法では、事業者自ら積極的にデジタル社会の形成の推進及び国又は地方公共団体が実施する施策への協力に努めることが定められたほか、令和 4 年 4 月施行の改正税理士法において法第 2 条の 3 が整備され、税理士は税理士業務・付随業務における電磁的方法の積極的利用等を通じ、納税義務者の利便性向上及び業務の改善進歩を図ることが明記されたところである。

当委員会では、例年、税理士及び納税者の視点から本要望事項を取りまとめ、国税庁及び地方税共同機構に提出している。電子申告の更なる利用促進のため、各要望項目が実現することを強く望むものである。

## 目次

### 【重要要望項目】

1. 税理士が代理送信を行う場合において、税理士であることを証明できる仕組みを構築すること (P. 1)
2. 電子申告における要望について継続的に協議の場を設け、協議の実質化を図ること (P. 1)
3. 申告と紐づくダイレクト納付の認証方法を簡素化すること (P. 1)
4. ダイレクト納付の利便性を向上させること (P. 1)
5. 利用時間を拡大すること (P. 2)
6. G ビズ ID による個人税理士の代理行為を可能とする制度を構築すること (P. 2)

### 【要望項目】

1. 利用届出について利便性を向上させること (P. 4)
2. 利用者 ID・暗証番号について改善すること (P. 4)
3. 申請・届出手続の利便性を向上させること (P. 4)
4. メッセージボックスについて改善すること (P. 4)
5. すべての通知メールの件名・本文へ宛名の設定を実施しなくても利用者名を表示できるようにすること (P. 5)
6. 地方税共通納税システムの利便性を向上させること (P. 5)
7. PCdesk について利便性を向上させること (P. 6)
8. マイナポータル等との連携について、税理士の実務に配慮して進めること (P. 6)
9. 地方団体における対応を統一すること (P. 6)
10. 地方団体の作業遅滞の解消に努めること (P. 7)
11. 国税と地方税の情報連携を進めること (P. 7)
12. 一般的な OS、ブラウザ等の変更に早期に対応すること (P. 7)

## 【重要要望項目】

### （税理士であることの証明）

#### 1. 税理士が代理送信を行う場合において、税理士であることを証明できる仕組みを構築すること

税理士が税務書類の作成及び申告の委嘱を受けて代理送信を行う場合には、税理士法第 33 条の規定の趣旨に基づき、税理士の身分と責任の所在を明らかにしなければならない。

国税においては、日税連から送信している REOS（登録業務ネットワークシステム）の「税理士登録」データを活用することにより、代理送信した者が税理士であることを電子的に確認できる仕組みを検討しているところ、地方税においても同様の仕組みを構築すること。

### （本会との継続的な協議）

#### 2. 電子申告における要望について継続的に協議の場を設け、協議の実質化を図ること

電子申告における要望事項について、地方税共同機構と日本税理士会連合会との間で継続的に協議の場を設けるとともに、以下の点について徹底すること。

- （1）協議の場における議題・検討状況・回答について、より具体的な内容で情報共有を行うこと。
- （2）eLTAX の仕様変更に伴い、利用者及び代理人である税理士の円滑な申告・納税手続に支障をきたすおそれがあることから、仕様変更を検討している場合は日本税理士会連合会への事前確認を徹底するとともに、利用者等への十分な周知期間を設けること。

### （ダイレクト納付）

#### 3. 申告と紐づくダイレクト納付の認証方法を簡素化すること

申告と紐づくダイレクト納付の認証方法について、実務上の安全性を確保しつつ、以下のとおり簡素化を図ること。

- （1）申告と紐づくダイレクト納付については第三者によるなりすまし等のリスクは極めて低いことから、二段階認証を不要（ワンタイムパスワードの入力を不要）とし、少なくとも選択制にすること。
- （2）ワンタイムパスワードをメール送付する方式は、利便性の低下のみならず、フィッシング詐欺への誘導の契機となる懸念があることから、認証方法全体を再検討すること。
- （3）eLTAX のダイレクト納付手続について、お知らせ画面からの遷移改善等、操作全体を簡素化し、利用しやすくすること。

#### 4. ダイレクト納付の利便性を向上させること

政府ではキャッシュレス納付の促進を図っているところ、地方税においてもダイレクト納付の利用が求められていることから、以下を改善し、利便性の向上を図ること。

- (1) eLTAX のダイレクト納付の引落不能が短期間に再発していることを踏まえ、以下の対応を行うこと。
- ① 原因究明及び恒久的な再発防止策を明確に示すこと。
  - ② 全利用者に自己確認と再納付判断を求める一律周知は、事務負担を不必要に増大させ、二重納付のリスクを高めるため、見直すこと。
  - ③ 同種事象が発生した場合には、発生金融機関から該当の利用者へ速やかに個別連絡し、納付手続を案内する運用を標準化・徹底すること。
  - ④ 納税者の責によらない事由による場合は、延滞金等の不利益が生じない取扱いとすること。
- (2) 法人地方税のダイレクト納付において、全角拗音（ヤ・ユ・ヨ）、中点（・）、全角長音（ー）等が使用できず、正式名称どおりの登録ができない。少なくとも JIS 第一水準・第二水準相当の文字に対応し、通常の名称表記に用いる文字を使用可能とすること。
- (3) 法人地方税のダイレクト納付において、法人税割額で還付があり、均等割額で納付がある場合、相殺後の税額が表示されてしまい、分かりにくい。法人税割額と均等割額を税目ごとに明確に表示し、相殺前の内訳が確認できる仕様に改善すること。
- (4) 所得税の振替納税の仕組みを参考に、ダイレクト納付を利用する場合に限り、納期限の 1 か月後を振替日とするインセンティブを設けること。
- (5) ダイレクト納付利用届出書及び振替依頼書の提出につき、ワンスオンリーで国税・地方税ともに完了すること。また、対応金融機関、利用時間等について国税・地方税で統一すること。
- (6) 金融機関の支店統廃合があった場合、国税ダイレクト納付では利用者による手続が不要であるのに対し、地方税では利用者が旧口座の廃止手続を行い、新たにダイレクト納付口座の変更手続が必要となる。地方税のダイレクト納付における口座変更を簡素化するため、金融機関の支店統廃合にあたっては利用者の手続を不要とすること。

#### **（受付時間）**

### **5. 利用時間を拡大すること**

令和 8 年 9 月に予定している eLTAX システム更改において、メンテナンスに必要な時間を除いて 24 時間 365 日の運転が可能となるよう確実に対応すること。

また、eLTAX システム更改後は e-Tax とのメンテナンス時間を可能な限り統一すること。特に年末年始において e-Tax または eLTAX の一方が先に利用を停止し、必要な手続を行うことができない事態を避けること。

#### **（システム）**

### **6. G ビズ ID による個人税理士の代理行為を可能とする制度を構築すること**

「令和 6 年度（2024 年度）地方税における電子化の推進に関する検討会とりまとめ」において、「納税通知書の電子的送付」に係る電子送付希望の申出や納税通知書の副本受領といった

代理行為は、G ビズ ID（プライム）を取得している「法人」が行うとされているが、対象が税理士法人のみとなっており、個人の開業税理士は対象となっていない。

全国の税理士の大多数は個人の開業税理士であること、また「納税通知書」には課税明細書・更正決定通知書・税額変更通知書も含まれており、特に固定資産の課税明細書は税理士が相続税の申告を行う際に活用されていることから、税理士業務の遂行上、大きな問題となっている。

現在、G ビズ ID（プライム）は個人でも取得可能であることから、個人の税理士であっても G ビズ ID（プライム）を取得していれば、上記の代理行為を行うことができるよう制度の構築をすること。

## 【要望項目】

### （利用届出・暗証番号）

#### 1. 利用届出について利便性を向上させること

eLTAX を利用する場合、事前に提出先の自治体及び利用税目を登録するところ、市区町村ごとに税目の登録が必要となっており、設定が大変煩雑であることから、一括して提出先・手続情報を設定できるよう操作性を改善すること。

#### 2. 利用者 ID・暗証番号について改善すること

利用者 ID や暗証番号を失念した際に、登録したメールアドレスが解約等で利用不可能な場合は改めて利用届出（新規）を行うしかなく、過去の申告に関する情報が閲覧できなくなる。過去に申告・申請の実績がある利用者 ID については、本人確認を行うことで新たな利用者 ID のメッセージボックスに内容を引き継ぐことを可能とすること。

### （申請・届出）

#### 3. 申請・届出手続の利便性を向上させること

令和 7 年末において、地方税法令上に明文規定を有する申告・申請手続については、原則としてすべての電子化が完了したものと認識している。ついては、地方税法令に明文規定を有さない手続等についても引き続き電子化を推進すること。

なお、その際は、実務上、提出頻度が高い手続から順次電子化すること。また、地方団体によって対応状況が異なる手続については統一的な対応を促すこと。

### （メッセージボックス）

#### 4. メッセージボックスについて改善すること

##### （1）納税者に関する情報の表示について

「申請・届出書送信結果」画面及び「受付状況照会画面」に代理送信した税理士（税理士法人）の利用者 ID 及び氏名（名称）、納税者の利用者 ID 及び氏名（名称）のすべてを表示させること。令和 8 年 9 月の eLTAX 更改において確実に実現すること。

##### （2）メッセージ検索機能の改善について

法人関係手続を含め検索しやすい仕様に改善すること。

##### （3）メッセージボックスの保存期間の延長について

申告完了後の受信通知の保存期間は 400 日であるところ、e-Tax の 1,900 日と比較して極端に短く、実務上、必要な時点で過去メッセージを参照できない場合がある。特に特別徴収関係の通知は後日確認が必要となるため、e-Tax と同様、保存期間を 1,900 日に延長するこ

と。

#### **(通知メール)**

### **5. すべての通知メールの件名・本文へ宛名の設定を実施しなくても利用者を表示できるようにすること**

通知メールの件名と本文に利用者が設定した任意の宛名表示が可能であるところ、税理士は関与先の件数に応じて宛名表示の設定をしなければならないことから、実務上の負担が大きい。については、通知メールの件名及び本文に利用者の表示を一括設定可能とすること。また、セキュリティを担保しつつ実現する方法を引き続き検討し、具体的な実現の目途を示すこと。

#### **(納税)**

### **6. 地方税共通納税システムの利便性を向上させること**

#### **(1) 納税通知の電子的送信について**

令和9年4月（法人宛）、令和10年4月（個人宛）の納税通知の電子的送信の稼働について確実に実現すること。併せて、地方税共通納税システムにおけるシームレスな納税の仕組みについても確実に実現すること。

#### **(2) 法人都道府県民税/事業税・法人市町村民税の納付方法について**

地方税共通納税システムの電子申告データとの連動による納付は、選択メニューが多く、都道府県民税と市町村民税では別々に選択しなければならない。「事業年度」「申告区分（中間・予定・確定・修正）」のみで手続を横断的に検索できるようにするなど、一括選択・納付が可能となる仕組みにすること。

また、「納付情報発行依頼の確認・納付」の手続名を選択するドロップダウンリストについても、選択できる手続が多く、目的の手続を探すことが煩雑であることから、選択しやすいものとなるよう改善すること。

#### **(3) 申告期限を延長した場合の対応について**

申告期限の延長をしている法人の事業税、都道府県民税、市民税の納付について、確定納付の際に見込納付を差し引いて納付するが、申告書に差引（確定－見込）の税額を記載しているにもかかわらず、電子申告連動から納税手続をすると確定の税額が表示され、差引の税額に変更しなくてはならないため、差引の税額が表示されるよう改善すること。

#### **(4) 個人住民税特別徴収税額通知の電子化について**

個人住民税特別徴収税額通知は、現行制度では、書面または電子データのいずれか一方のみの交付となっているため、電子納付を行っている事業者であっても書面交付を選択するケースが多い。給与計算や特別徴収の設定の代行を行っている税理士にとって、各自治体からバラバラに交付される書面の共有は手間がかかるため、電子データについては必ず交付されるように

すること。

#### **(５) 納付金額と還付金額の相殺について**

同一自治体の申告において、電子申告データとの連動で納付情報を発行する場合で、同一の税目の間で納付税額と還付税額が生じたときは、金額を自動的に相殺せず、本来納付すべき相殺前の税額を表示すること。

#### **(６) 「特別徴収義務者指定番号」の入力について**

個人住民税（特別徴収）の納付情報の発行依頼において、過去の納付状況を基に作成することで入力の負担が軽減されるところ、地方団体から入力を要請されている「特別徴収義務者指定番号」の入力ができず、新規作成しなければならないため、これを改善すること。

### **(PCdesk)**

#### **７. PCdesk について利便性を向上させること**

PCdesk (DL 版、WEB 版、SP 版) について、更なる利便性向上のため、以下の改善を図ること。

(１) DL 版から WEB 版への機能移管について、次期 eLTAX 更改において確実に実現すること。

特に申告割合が高い手続について優先的に移管すること。

(２) 登録されている利用者（納税者含む）の検索機能を設けること。

(３) 事業所税申告について、前年分のデータを複写可能とすること。

### **(その他)**

#### **８. マイナポータル等との連携について、税理士の実務に配慮して進めること**

行政手続オンライン化の３原則のもと行政手続のオンライン・ワンストップ化が推進されているところ、手続のデジタル化にあたっては、税理士が代理人として申告・申請することも考慮した上で進めること。特に、マイナポータルとの連携については、税理士の代理人としての申告・申請業務の実態に合わせた仕組みとすること。

#### **９. 地方団体における対応を統一すること**

プレ申告データや申告書等の送付について、地方団体ごとに取扱いが異なることから、以下の取扱いに統一するよう地方団体に働きかけること。

##### **(１) プレ申告データについて**

① 法人地方税のプレ申告データについて、すべての地方団体でプレ申告データの中身を確認することなく、お知らせ本文で税額等を確認できるようにすること。

② 現在、償却資産を電子申告した場合に翌年プレ申告データの送信がなく、また、前年度の申告資産がプレプリントされた用紙の送付もない自治体があることから、償却資産税につ

いては、全国統一でプレ申告データに前年度分までに登録されている資産明細を格納すること。

- ③ 法人市町村民税のプレ申告データのお知らせ「プレ申告データの内容」について、法人税割額だけでなく均等割額についても表示すること。

## **（２）お知らせ等について**

- ① 申告書用紙の送付は、申告書の要否を確認する機能を実装するとともに、要否照会で不要と回答があった場合は、郵送を取り止めること。
- ② 償却資産のお知らせについて、申告書・ハガキ・メッセージと地方団体ごとに送付方法が異なり、業務効率化・ICT 化の阻害要因となっている。メッセージボックスへの格納を標準とするよう各地方団体に働きかけること。

## **10. 地方団体の作業遅滞の解消に努めること**

申告書の訂正・再送信、異動届出の送信、また、添付書類がある場合、審査に１～３日かかり受信通知がすぐに届かない。受信通知は即送信し、添付書類の確認済みのメールは後日送信するなど、レスポンスを早めるよう地方公共団体に周知すること。なお、書面を正本とせず、デジタル原則に基づきデジタル処理での完結、機械での自動化を基本とすることにより、審査遅延や審査漏れを防ぐことができることから、対応を検討すること。

## **（国税との情報連携の徹底）**

## **11. 国税と地方税の情報連携を進めること**

デジタル手続法でも示されている「デジタルファースト」、「ワンスオンリー」、「コネクテッドワンストップ」のデジタル化３原則に沿って、e-Tax と eLTAX について以下の手続等の一本化を進めること。

- （１）電子申告の開始届出を一本化し、併せて ID も共通化すること。
- （２）ダイレクト納付の利用届出を一本化すること。
- （３）法人の設立・異動等に係るすべての届出を一本化すること。

また、国税・地方税当局間での情報連携について、令和 9 年 5 月施行予定のオンライン照会機能の円滑な運用開始を求めるとともに、未実施の事項についても引き続き取り組むこと。

## **（システム）**

## **12. 一般的な OS、ブラウザ等の変更に早期に対応すること**

Windows 等の OS 及びブラウザソフト等については、広汎なシステムが活用できるように対応し、システム更新・環境の変化に対しても可能な限り速やかに対応すること。

特に、ブラウザソフトについては一般的なシェア状況に応じて適用環境を拡大すること。また、Microsoft Edge を含む Windows 関連のアップデートについては大幅な仕様変更を含む場合があるため、プレビュー版にて先行的に動作検証を行うなど、今後もアップデート後、速やかに対応できるようにすること。

以上